

横浜市記者発表資料

令和7年10月17日
水道局人事課

定年退職した水道局職員が在職中に窃取を行っていた事案について

次のとおり窃取の事案が発生しましたので、お知らせします。

1 事案の概要と対応内容

令和7年3月31日付で定年退職した水道局職員が、在職中の令和6年10月から計6回にわたり水道工事で撤去した廃材を、所属していた水道局三ツ境水道事務所から無断で持ち出し、知人を通じてリサイクル業者に転売して換金し、合計で81,650円の利益を不正に得ていたことが判明しました。

令和7年4月17日に三ツ境水道事務所から神奈川県警察瀬谷警察署へ被害届を提出し、職員は令和7年7月25日に送検されました。

換金した81,650円は水道局に納付され全額返納済みです。

また、当該職員は既に退職しておりますが、免職相当として退職手当を全額不支給としました。

在職時の所属	在職時の職名	対応した内容
水道局	技能職員	免職相当 (退職手当全額不支給)

本件に関する管理監督者処分

管理者口頭厳重注意：課長級1名

所属部長口頭厳重注意：係長級1名

2 総務部長コメント

不祥事の防止に取り組んでいる中、当局職員が在職中にこのような不祥事を起こしてしまったことは誠に遺憾であり、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。

当該職員の行為は、公務員としてのみならず社会人としてあるまじき行為であり、極めて許しがたいことです。

市政に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、あらためて不祥事の再発防止に取り組んでまいります。

お問合せ先

水道局人事課 Tel 045-671-3109